

保育施設における不適切保育への対応について

1 不適切保育の調査について

(1) 現状

令和4年12月27日付け厚生労働省等事務連絡「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査について」を受け、以下の①・②の調査を実施している。

- ①自治体等調査：各自治体等における不適切な保育への対応の実態
- ②園調査：保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設及び認定こども園の実態

(2) 調査趣旨（上記事務連絡抜粋）

- 保育施設における虐待等の不適切な保育の通報等があった場合の市町村等における対応・体制や、現場の実態について調査する。
- 本調査は、個別事案を把握して、行政指導等につなげることに主眼を置くものではなく、本調査結果を踏まえ、不適切な保育が施設内外への相談等を通じて早い段階で改善を促され、虐待を未然に防止できるような環境・体制づくりにつなげていくためのもの。
- 併せて、保育現場において安心して保育に臨むことができるよう、日々の保育実践における不安等にも寄り添えるような支援にも取り組んでいく。

(3) スケジュール等

- ・調査時点は、令和4年度（令和4年4月1日～12月31日の開所日）。
- ・令和5年2月3日 回答締め切り

2 発生した際の対応について

区に対し、区内保育施設における不適切な保育に関する通報があった場合の対応は、以下のとおりである。

(1) 事実確認に係る調査の実施

通報者の意向（匿名性の確保など）を尊重し、すみやかに職員・関係者等への事実確認に係る調査を実施する。

なお、事実確認の実施は、区立保育園の場合は保育運営課が主体となっており、運営主体が民間の保育施設（以下「民間保育施設」という。）の場合は、各施設所管課から運営法人又は園（以下「運営法人等」という。）に調査を依頼する。その際、必要に応じてヒアリングや現地の確認を行う。

(2) 調査結果の情報共有

保育運営課・保育サービス課は、事実確認に係る調査の結果を指導検査担当の子ども政策課に情報提供する。

(3) 指導検査

- ① 子ども政策課は、(2)により提供された情報の中で、児童の心身に有害な影響を与える行為に該当する事案を把握した場合は、特別指導検査を実施する。
- ② 子ども政策課は、(2)により提供された情報では事実関係を正確に把握できないが、児童の心身に有害な影響を与える行為に該当する事案があった可能性が十分に認められる場合は、あらためて状況を調査する。
- ③ 子ども政策課は、提供された情報のうち、①・②に該当しないものについては、次回の一般指導検査において状況をあらためて調査し、不適切な保育の未然防止策を徹底していくよう、運営法人等に助言する。

3 予防対策について

(1) 通報窓口の周知

区ホームページにおいて、不適切な保育が疑われる事案の各施設類型毎の対応窓口(連絡先)を周知している。

(2) 各施設への助言やチェックリストの配付

区保育士による巡回支援指導において、各施設において虐待等の不適切な保育を防止する体制構築について助言を行うとともに、セルフチェックリストを含む「事故防止と事故発生時対応」(令和2年6月作成、令和4年4月改訂)を配付している。

(3) 啓発や研修の実施

① 園長会での注意喚起

区立・私立の各園長会において、令和4年12月7日付け厚生労働省等事務連絡「保育所等における虐待等に関する対応について」等を用いて、具体的事例を挙げながら不適切な保育に関する認識の共有を図り、事案発生の際には区に連絡・相談を行うよう改めて周知した。また、同時に不適切な保育を生じさせない職場環境等の整備に関する注意喚起を行った。

② 研修の実施

すべての子どもたちが心身共に健全に育つために、保育所の役割と職責の重さを認識し、職員一人ひとりの資質向上を図るとともに、広い視野と豊かな人間性を持った職員を育成するための研修を実施している。

[令和3年度実績]

実施回数	研修参加人数					合計
	区立	私立	認証	小規模	その他	
86回	1,574	826	113	299	98	2,910

(4) 勤務状況改善の取組み

保育士の事務負担を軽減するため、令和4年10月から区立保育園を対象に業務支援システムを導入した。民間保育施設については、平成28年度に事務効率化のためのICT化推進事業実施園に補助を行った。